

令和元年10月1日から

3歳児から5歳児までの幼稚園、保育所などを利用する



子どもたちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

幼稚園、保育所等を利用する子どもたち



【対象者・利用料】

○ **幼稚園、保育所等を利用する3歳児から5歳児までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。**

● 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。

● 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。

○ **0歳児から2歳児までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**

● さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳児から2歳児までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。



【対象となる施設・事業】

○ 幼稚園、保育所に加え、**認可外保育施設も同様に無償化の対象**となります。



わからない子育て応援サイト『え〜る』にも随時無償化情報を掲載していますので、ご確認下さい。

「え〜る」無償化情報ページはこちらから ⇒



*** お問い合わせ ***

稚内市教育委員会こども課育成グループ TEL:0162-23-6530

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち



【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、稚内市から
「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注)原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。**

認可外保育施設等を利用する子どもたち



【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、稚内市から
「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注1)認可保育所を利用できていない方が対象となります。

(注2)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

- 3歳児から5歳児までの子どもたちは月額3.7万円まで、0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。**

【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設に加え、**一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対​​象とします。**

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳児から5歳児までの利用料が無償化されます。**



お問い合わせ

稚内市教育委員会こども課育成グループ TEL:0162-23-6530